

新潟市急患診療センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年 2月28日

新潟市長

中原 八一

新潟市条例第 3 号

新潟市急患診療センター条例の一部を改正する条例

新潟市急患診療センター条例（平成12年新潟市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

整形外科	平日	午後7時から午後3時まで
	土曜日	午後3時から翌日午前9時まで
	日曜日、休日及び年末年始	午前9時から午後3時まで

を

「

整形外科	平日	午後7時から午後10時まで
	土曜日	午後3時から翌日午前9時まで
	日曜日、休日及び年末年始	午前9時から午後10時まで

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和3年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において平日、日曜日、休日及び年末年始に行われた整形外科の診療は、改正後の別表第1に規定する診療時間に行われたものとみなす。